

# 災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方

平成23年 8月11日

山形県広域支援対策本部

## 1 基本的な考え方

災害廃棄物の本県への受け入れに当たっては、「県民の安全安心の確保」及び「風評被害の防止」を図ることを目的に、以下の基本的な考え方により行うこととする。

- (1) 本考え方の災害廃棄物とは、東日本大震災により被災市町村で特に処理が必要となった一般廃棄物とする。
- (2) 福島県内の災害廃棄物は、当分の間、福島県内で処理することとされていることから、災害廃棄物の受け入れ元は福島県を除き宮城県及び岩手県とする。
- (3) 放射性物質に汚染された可能性がある災害廃棄物の処理基準が明確化されていないことから、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（H23.6.23 環境省、以下「処理方針」という。）に準じて、焼却施設や最終処分場の周辺住民や作業者の安全を確保することを大前提とする。

## 2 災害廃棄物の処理に係る基本的事項

- (1) 受け入れする前に、被災地仮置場で災害廃棄物の放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計量をいう。以下同じ。）の測定が行われていること。
- (2) 周辺住民や作業者の受ける線量が1 mSv/年を超えないように管理すること。
- (3) 処理する者は、下記3もしくは4で測定した放射性セシウム濃度及び敷地境界等の空間放射線量率の測定結果を定期的に県に報告するとともに、異常値が認められた場合は直ちに県に報告し、必要な指示を受け、適切に処置すること。

## 3 災害廃棄物を埋立処分する場合

- (1) 受け入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、安全性を考慮し当面の間、4,000 Bq/kg以下（国の埋立基準の1/2）とすること。
- (2) 埋立に当たっては、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（H23.6.16 原子力災害対策本部）に準じて行うこと。
- (3) 処理する者は、最終処分場からの放流水の放射性セシウム濃度及び敷地境界での空間放射線量率の測定を行うこと。

#### 4 災害廃棄物の焼却について

- (1) 災害廃棄物を焼却した場合、燃え殻やばいじんの放射性セシウム濃度は濃縮されるため、受け入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、焼却後の燃え殻やばいじんの埋立処分を考慮し、200 Bq/kg 以下とすること。
- (2) 焼却施設は、バグフィルターなど十分な集じん能力を有すると認められる排ガス処理装置が設置されているものであること。
- (3) 焼却に伴って発生するばいじん及び燃え殻の処分は、「処理方針」により示された方法により行うこと。
- (4) 処理する者は、焼却処理に伴う燃え殻、ばいじん、排水等の放射性セシウム濃度及び敷地境界の空間放射線量率の測定を行うこと。
- (5) バイオマス発電など、災害廃棄物の燃料利用についても焼却に準じるものとする。

#### 5 モニタリング

- (1) 県は、処理の安全性を確保するため、仮置場及び廃棄物処理施設の周辺住宅地において空間放射線量率を測定するなど、必要なモニタリング調査を行う。
- (2) 県は、モニタリングの結果をとりまとめ、定期的に公表する。
- (3) 市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物を受け入れし、処理を行う場合は、市町村等が自ら必要な調査及びモニタリングを行うこと。

#### 6 県外廃棄物の取扱い

災害廃棄物を除く県外廃棄物を処理する場合について、搬入する廃棄物が災害廃棄物と同様に放射性物質による汚染が懸念される場合は、2～4の取り扱いに準じることとする。ただし、県外廃棄物については排出地域を限定しない。

#### 7 その他

災害廃棄物等の処理にあたっては、上記放射性物質に関すること以外は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」など現行法令等の規定を遵守するとともに、有害物質等が含まれるおそれがあるものについては産業廃棄物処理基準に準じて適切に処理するものとする。